

広島市告示（東区）第105号

令和7年10月31日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年10月31日から同年11月14日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区间	供用開始の期日
市道	東1区 555号線	東区福田町字原山 10102番地1 地先から 東区福田町字長尾 2505番地1 地先まで	令和7年10月31日